

～ほっと通信～



成年後見制度が大きく変わります！

令和8年(2026年)6月
民法等改正法が成立・公布

成年後見制度の見直しは、
公布の日から2年6か月を
超えない範囲内で政令で定める日に施行予定です。



「後見・保佐・補助」の3類型を 「補助」に一元化！

必要な範囲・必要な期間だけ利用できる制度へ

これまで

後見

判断能力が
ほとんどない方



保佐

判断能力が著しく
不十分な方



補助

判断能力が
不十分な方



一度始めると、原則やめにくい仕組みでした。

これから

補助(一本化)

本人の状態に合わせて必要な
範囲・期間だけ利用できます



改正の主なポイント

① 本人の意思・意向を大切にします

本人の心身の状態に応じて、
意思や意向を把握し、
それを踏まえて支援を行う
ことが明文化されます。



② 必要な支援だけ 利用しやすくなります

本人の状態や生活状況に
合わせて、必要な範囲で
支援を受けられるように
なります。



③ 必要がなくなれば 制度を終了できる 仕組みに

判断能力が回復したときなど、
必要がなくなった場合には、
家庭裁判所の審判により
制度を終了できます。



④ 補助人の解任に ついてルールを 明確化

本人の利益のため特に必要が
あるときは、家庭裁判所が
補助人を解任できる事由を
明確にします。



⑤ 特定の重要な行為 のみを対象に できます

家庭裁判所が、重要な財産
行為を取り消せる「特定補助人」
を付けることができます。



制度の見直しで、

本人らしい暮らしを続けながら、安心して生活できる社会へ

※制度の詳しい内容や手続きについては、今後、法務省や関係機関のホームページ等でお知らせします。



永山地域包括支援センター (永山3条19丁目永山市民交流センター内)

☎ 40-2323 📠 40-2340